

事業報告書			
医療法人整理番号		28166	
報告期間		令和7年4月1日	
自		至	
令和8年3月31日			
1 事業報告書の概要			
(1)	名称	医療法人社団忍和会	分類①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について、該当するものをリストから選択すること。（会計年度内に変更があった場合は変更後。） 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
	分類①	社団（出資持分なし）	
	分類②	その他	
	分類③	基金制度不採用	
(2)	事務所の所在地	兵庫県	
	都道府県	兵庫県	
	市区町村	神戸市北区	
	町名・番地	松が枝町3丁目1番74号	
	建物名		
		従たる事務所の記載はこちら	
(3)	設立認可年月日	平成11年3月24日	
(4)	設立登記年月日	平成11年4月1日	
(5)	理事長の氏名	松田	
	姓	たかのり	
	名	10	
	役員及び評議員の人数		
	役員及び評議員	記載はこちら	
2 事業の概要			
(1-1)	本来業務（病院、診療所）	記載はこちら	(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。
(1-2)	本来業務（介護老人保健施設、介護医療院）	記載はこちら	
(2)	附帯業務	記載はこちら	
(3)	収益業務	記載はこちら	
(4)	当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	記載はこちら	
(5)	当該会計年度内に発行した医療機関債	記載はこちら	(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。
(6)	当該会計年度内に購入した医療機関債	記載はこちら	
(7)	当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設	記載はこちら	
(8)	当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	記載はこちら	全ての指定内容について記載しても差し支えない。
(9)	その他	記載はこちら	当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）

事業報告書				
1-(2) 従たる事務所の所在地				
都道府県	市区町村	町名・番地		建物名

事業報告書			
1-(5) 役員及び評議員			
役職	姓	名	備考

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第 4 6 条の 5 第 6 項参照）
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第 4 6 条の 4 第 1 項参照）

事業報告書											
2-(1) 本来業務 (開設する病院、診療所（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務)											
種類	施設の名称	指定管理	施設の医療機関コード	開設場所	許可病床数						
					一般病床	療養病床	医療保険	介護保険	精神病床	感染症病床	結核病床
病院	松田病院		2818002221	兵庫県神戸市北区	44	0	0	0	0	0	0

注) 1. 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

事業報告書						
2-(1) 本事業務 (介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)						
種類	施設の名称	指定管理	施設の介護事業所番号	開設場所	入所定員	通所定員
介護老人保健施設	カトレア六甲		285508012	神戸市北区唐櫃台 4 丁目 3 9 - 1	100	45

注) 1. 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

事業報告書				
2-(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務）				
種類又は事業名	委託管理	実施場所	備考	
居宅介護支援事業所 なごみ介護センター		神戸市北区山田町下谷上かんじや 7 番-3		
訪問看護 なごみ訪問看護ステーション		神戸市北区山田町下谷上かんじや 7 番-3		
訪問介護 なごみヘルパーステーション		神戸市北区山田町下谷上かんじや 7 番-3		
通所介護 なごみデイサービス		神戸市北区山田町下谷上かんじや 7 番-3		
カルム質谷（認知症対応型共同生活介護）		神戸市北区山田町下谷上かんじや 7 番-3		

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を委託管理の欄に記載すること。

事業報告書		
2-(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）		
種類	実施場所	備考

事業報告書	
2-(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	
日付	議決又は同意した事項
令和7年5月10日	令和7年度 決算の承認
令和7年8月23日	役員の変更 管理者の変更
令和8年2月21日	令和8年度 事業計画と予算の承認
注) 2-(5)、2-(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないと。	

2-(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するため必要である理由				
医療機関債名		発行元医療法人名	購入総額	償還期間（開始日～終了日）

注)

1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するため必要である理由を記載すること。

2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

2-(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設		
日付		開設（許可を含む）した主要な施設

2-(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	
日付	他の法律、通知等において指定された内容
注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。	

2-(9) その他	
日付	記載事項
注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)	

法人名 医療法人社団恕和会
所在地 兵庫県神戸市北区松が枝町3丁目1番74号

※医療法人整理番号 28166

貸借対照表
令和8年3月31日 現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	539,948	I 流動負債	179,487
現金及び預金	303,979	買掛金	11,460
事業未収金	220,177	未払金	30,382
たな卸資産	3,520	未払費用	89,708
前払費用	1,123	未払法人税等	15,581
未収金	3,954	未払消費税等	467
その他の流動資産	7,195	前受金	729
その他の流動資産		預り金	9,057
		賞与引当金	20,000
		その他の流動負債	2,100
		前受収益	
		その他引当金	
		その他の流動負債	
II 固定資産	902,401	II 固定負債	860,794
1 有形固定資産	825,499	長期借入金	836,616
建物	517,512	長期未払金	21,980
構築物	7,636	その他の固定負債	2,196
医療用器械備品	5,675	その他引当金	
その他の器械備品	16,959	その他の固定負債	
車両及び船舶	4,761		
土地	272,956		
建設仮勘定			
その他の有形固定資産			
		負債合計	1,040,281
		純資産の部	
2 無形固定資産	25,870	科目	金額
借地権	21,574	I 出資金	0
ソフトウェア	3,201	II 積立金	402,074
その他の無形固定資産	1,095	その他積立金	402,074
3 その他の資産	51,032	繰越利益積立金	
長期前払費用	3,457	その他積立金	
その他の固定資産	47,575		
保有医療機関債			
その他長期貸付金			
役員等長期貸付金			
長期前払費用		III 評価・換算差額等	0
繰延税金資産		その他有価証券評価差額金	
その他の固定資産		繰延ヘッジ損益	
資産合計	1,442,355	純資産合計	402,074
		負債・純資産合計	1,442,355

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人社団恕和会
所在地 兵庫県神戸市北区松が枝町 3 丁目 1 番 74 号

医療法人整理番号 28166

損 益 計 算 書
自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日

(単位：千円)

科目		金 額	
I 事業損益			
A 本来業務事業損益			
1 事業収益			1,250,787
2 事業費用			
(1) 事業費	1,205,509		
(2) 本部費			1,205,509
本来業務事業利益			45,278
B 附帯業務事業損益			
1 事業収益			232,094
2 事業費用			228,624
附帯業務事業利益			3,470
C 収益業務事業損益			
1 事業収益			0
2 事業費用			0
収益業務事業利益			0
事業利益			48,748
II 事業外収益			
受取利息	369		
その他の事業外収益	38,189		38,558
III 事業外費用			
支払利息	10,142		
その他の事業外費用	417		10,559
経常利益			76,747
IV 特別利益			
固定資産売却益	0		
その他の特別利益	19		19
V 特別損失			
固定資産売却損	0		
その他の特別損失	0		0
税引前当期純利益			76,766
法人税・住民税及び事業税	24,391		
法人税等調整額	0		24,391
当期純利益			52,375

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式 2

法人名 医療法人社団 恕和会
所在地 兵庫県神戸市北区松が枝町3丁目1番74

※医療法人整理番号

財 産 目 録
(令和 8年 3月31日現在)

1. 資 産 額	1,442,355 千円
2. 負 債 額	1,040,280 千円
3. 純 資 産 額	402,074 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	539,950
B 固 定 資 産	902,405
C 資 産 合 計 (A + B)	1,442,355
D 負 債 合 計	1,040,280
E 純 資 産 (C - D)	402,074

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。	
土 地	(☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☒ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☒ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式5

法人名 医療法人社団 恕和会
所在地 兵庫県神戸市北区松が枝町3丁目1番74

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

監 事 監 査 報 告 書

医療法人恕和会
理事長 松田 彪功 様

私（注1）は、医療法人社団恕和会の令和7会計年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 8年 5月 23日
医療法人社団 恕和会
監事 中嶋 康雄

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。